

外為令別表の５の項～１５の項 省令第１７条～第２７条 共通
医療用に設計された装置に組み込まれたプログラム

(1 / 1)

商 品 名 : _____
メーカ ー 名 : _____
型式及び等級 : _____

該非判定用パラメータシート
(医療用除外)
様式 0-01 プ

CISTEC 2011.07.01
(平成23年7月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備考
イ. 医療用に設計された装置に組み込まれたプログラムか？	☐ はい	☐ いいえ	
判 定 結 果 以上の結果、貨物等省令第１７条～第２５条、第２６条（貨物等省令第１３条第９項又は第１０項に掲げる貨物を設計するための技術）、第２７条に掲げる技術に該当するか？ (注)	☐ 非該当	☐ 関係する 項番にて 該非を 確認する	

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)
会 社 名 : _____
所属・役職 : _____
(フリガナ)
氏 名 : _____ 印
電 話 : _____ (内線)

(注) 平成23年度7月1日施行の外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部改正において、貨物等省令第17条～第25条、第26条（第26条に掲げる技術のうち、貨物等省令第13条第9項又は第10項に掲げる貨物を設計するための技術）、第27条に掲げる技術に該当するものであっても、医療用に設計された装置に組み込まれたプログラムは規制から除外されることになった。
本様式は、これら技術の医療用除外を判定出来るように作成された外為令別表の5から15の項に共通のパラメータシートである。
対象技術の判定結果が、非該当と判定されない場合、本シートの添付は不要。

